

## 福山市防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自治会等が地域において犯罪の発生の抑止、市民の安心・安全の確保及び犯罪が発生した場合の早期解決に資することを目的として屋外の特定の場所に設置した防犯カメラを維持管理する事業(以下「補助事業」という。)に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、福山市補助金交付規則(昭和41年規則第17号)第19条により必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 学区まちづくり推進委員会、自治会、町内会及びこれらに準ずる団体をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の発生の抑止、市民の安心安全の確保及び犯罪が発生した場合の早期解決に資することを目的として特定の場所に継続的に設置したモニター設備及び遠隔操作機能のないカメラで、画像を撮影し、及び記録する機能を有するもの(これと一体となってこれらの機能を有する機器を含む。)をいう(機器の機能については別表1参照)。
- (3) 公共空間 道路、繁華街、広場、公園など屋外における誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。
- (4) 画像 防犯カメラにより撮影し、及び記録された画像(それによって特定の個人を識別するものに限る。)をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金は、自治会等が行う補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 2026年(令和8年)4月1日以前に補助を受けて設置し、設置から5年を経過した防犯カメラ、又は市長が特に認めた防犯カメラの映像撮影機器、映像記録機器(ハードディスクレコーダー等)の更新(購入、取付、撤去)に要する経費(以下「更新費」という。)
  - (2) 前号の規定により補助を受けた防犯カメラからの画像の取り出しに係る経費(以下「画像検証費」という。)
- 2 自治会等にあつては、1年度につき一の学区(福山市立小中学校の通学区域に関する規則の別表第1に定める学区をいう。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。)当たり1台を上限とする。
- 3 補助金を交付する要件は、次のとおりとする。
- (1) 福山市内に設置されるものであること。
  - (2) 屋外の公共空間を撮影する防犯カメラの撮影範囲は、全てを公共空間とする。
  - (3) 「福山市防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に基づき、次に掲げる事項を含む管理運用規程が定められていること。
    - ア 防犯カメラの設置目的及び取扱いの基本原則
    - イ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲

- ウ 防犯カメラの管理責任者及び取扱者
  - エ 画像の保存及び取扱い
  - オ 画像の利用及び提供の制限
  - カ 苦情処理の手続
  - キ その他、防犯カメラの設置、及び画像の取扱いを適切に行うために必要な事項
- (4) 防犯カメラの設置に当たって、防犯カメラを設置し作動させている旨及び設置者名を明示すること（表示内容については、別表 2 参照）。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内の額とする。ただし、更新費の補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

申請者	補助対象の経費	補助金の額
自治会等	更新費	第 3 条第 1 項第 1 号に規定する経費の総額の 2 分の 1 に相当する額以内。ただし、防犯カメラ 1 台につき 3 0 万円を限度とする（記録媒体等のみ更新に係る経費を除く。）。
	画像検証費	外部に画像を提供するために専門の事業者へ画像検証を委託するために要する経費。ただし、1 回当たり 1 万 2 0 0 円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第 5 条

更新費の補助金の交付を受けようとする者は、福山市防犯カメラ設置促進事業（更新費）補助金交付申請書（様式第 2 号）に所定の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 画像検証費の補助金の交付を受けようとする者は、福山市防犯カメラ設置促進事業（画像検証費）補助金交付申請書（様式第 3 号）に所定の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 6 条 前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、市長はこれを審査の上、適当と認めるものについて予算の範囲内で補助金を決定するものとする。市長は、交付決定に際し、補助申請額の総額が当該年度の本補助金に係る予算額を上回る場合は、各補助金の交付の申請をした者の補助申請額を一定の割合で乗じ、予算の範囲内で交付決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容、予算又は実施時期、期間等の変更をしようとするときは、福山市防犯カメラ設置促進事業（更新費）補助金変更承認申請書（様式第 4 号）によって市長の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更で市長が軽微であると認めるものについては、この限りでない。

ア 補助目的達成のために事業の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成

に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、福山市防犯カメラ設置促進事業（更新費）休止・廃止承認申請書（様式第5号）により市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

3 市長は、前項に定めるもののほか、補助事業を適切に行わせるため、必要な条件を付することができる。

4 市長は、交付決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書により、当該交付決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の遂行の命令）

第8条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、補助事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行することを命ずることができる。

（事業計画の変更）

第9条 補助事業者は、第6条第4項の規定による交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ福山市防犯カメラ設置促進事業（更新費）補助金変更承認申請書（様式第4号）及び福山市防犯カメラ設置促進事業（更新費）休止・廃止承認申請書（様式第5号）に必要書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容又は予算の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

(2) 補助事業を休止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業の実施予定時期又は期間を変更しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定による変更等承認申請書の提出があった場合には、これを審査の上、適当と認めるものについては、交付決定の内容を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により交付決定の内容を変更したときは、補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

（事業実績報告書の提出）

第10条 実績報告は、設置後30日以内に、福山市防犯カメラ設置促進事業（更新費）実績報告書（様式第6号）に、収支決算書その他必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条（次条第2項において準用する場合を含む。）の規定により福山市防犯カメラ設置促進事業（更新費）実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、実地に調査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。

（是正のための措置）

第12条 市長は、前条第1項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 第6条第2項又は第3項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 第8条又は前条第1項の規定による命令に違反したとき。
- (4) 第10条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 補助事業に係る支出額が、予算に比し、著しく減少したとき。
- (6) 補助事業を中止し、又は市長において補助事業の遂行の見込みがないと認めるとき。
- (7) 補助金の額に比し、著しく過大な剰余金が生じたとき。
- (8) 補助事業の実施について不正の行為が認められるとき。

2 市長は、前項に定めるもののほか、補助事業者が第3条第3項第3号の管理運用規程に違反したと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、第9条第3項の規定により交付決定の内容を変更した場合又は前条第1項若しくは第2項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該変更又は取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第11条第1項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、処分し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産がその設置をした日から5年を経過し、又は市長の承認を受けた場合には、この限りでない。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(防犯カメラの維持管理)

第17条 自治会等は、防犯カメラの設置を完了した日以後、当該防犯カメラを適切に維持管理しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるほかこの要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2014年(平成26年)5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年(平成29年)4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に交付されている補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2019年(令和元年)10月1日から施行する。

この要綱は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2026年(令和8年)4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

区分		仕様
撮影機能	有効画素数	38万画素以上
	作動時間等	1日24時間の撮影ができること
録画機能	録画時間	1日24時間及び7日以上
	1秒間の記録間隔	4コマ以上
	記録画像サイズ	640×480以上
	記録媒体	USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できること。メモリーカード又はハードディスク等の記録媒体を備えること。

別表 2 (第 3 条関係)

表示内容	暮らしの安心安全
	防犯カメラ作動中
	設置者の名称